



2026年4月24日

各位

会社名 日本ヒューム株式会社
代表者名 代表取締役社長 増 渕 智 之
(東証プライム市場 コード5262)
問合せ先 執行役員管理本部長 加 藤 直
[TEL. 03-3433-4111(代表)]

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止） および定款一部変更についてのお知らせ

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の当社第143回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時をもって満了する「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）について、これを継続せず、同日を持って廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本対応方針の廃止に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第10条）を削除する予定であります。

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に変更します。

ただし、2025年6月27日開催の第142回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものといたします。

これらにつきましては、本総会に、「定款一部変更の件」として付議する予定でありますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 買収防衛策の非継続（廃止）

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上を目的として、2008年3月開催の取締役会において、本対応方針を導入し、同年6月開催の第125回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、以後本対応方針を継続してまいりました。

本対応方針が有効期間の満了を迎えるに当たり、機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、買収防衛策を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化などを勘案しつつ、本対応方針の継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、上述のとおり本対応方針を継続せず、その有効期間の満了する本総会の終結の時をもって廃止することといたしました。

当社は本対応方針の廃止後も、中期経営計画推進やコーポレートガバナンス強化、ステークホルダーとの対話などを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

なお、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、当該行為を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分

な情報の提供と時間の確保を求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示します。

株主の皆様が当該行為を適切に判断することができる機会の確保に努めるなど、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を速やかに講じてまいります。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

① 新株予約権の無償割当てに関する定めの廃止

当社が買収防衛策としての新株予約権の無償割当てに関し定めていた定款第10条については、制度の見直しに伴い、これを廃止するものといたします。

② 取締役の任期短縮

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため定款第19条を一部変更し、取締役の任期を現行の2年から1年に変更いたします。ただし、2025年6月27日開催の第142回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするために附則を設けるものといたします。

③ 取締役の任期短縮に伴う所要の変更

取締役の任期短縮に伴い、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能になるよう、変更案のとおり定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）及び第40条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第40条（中間配当）および第42条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

これらに伴い、条数繰り上げなど必要な変更を実施するものであります。

(2) 変更内容

定款の変更内容は次のとおりです。

定款一部変更の内容		[下線は変更部分]	
現	行	変	更 案
定 款 (2026年1月1日 改正)		定 款 (2026年6月26日 改正)	
第1条～第9条	(条文省略)	第1条～第9条	(現行通り)
(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)		<u>(条文削除)</u>	
第10条	<u>当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することができる。</u>		
第11条～第18条	(条文省略)	第10条～第17条	(現行通り)
(任期)		(任期)	
第19条	取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第18条	取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<p><u>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第38条 (条文省略)</p> <p>(条文新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(条文新設)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行なうことができる。</p> <p>(条文新設)</p>	<p><u>② (条文削除)</u></p> <p>第19条～第37条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(条文削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第41条 (現行通り)</p> <p>(条文削除)</p> <p>附則 (取締役任期に関する経過措置)</p> <p>第1条 第18条の規定にかかわらず、2025年6月26日開催の第142回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2027年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 本附則は当該期日経過後、これを削除する。</p>
---	---

(3) 日程

定時株主総会開催日 2026年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月26日(予定)

以上